

入札無効に関する規定の改正について

1 改正理由

(1) 公社の競争入札による落札決定方法は、以下の方法である。(図一①・②参照)

① 開札時に最低の価格で入札した者を落札決定

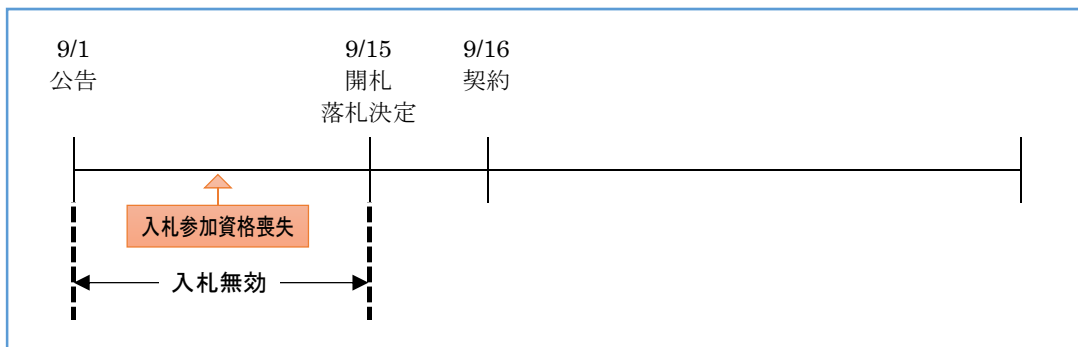
② 総合評価方式、調査基準価格設定は、開札の後、落札を保留し、審査、調査後に落札決定

(2) 現行規定の資格の喪失による入札無効は「公告の日から開札日まで」としており、②の場合の「開札の後、落札決定までの間」の落札保留期間中に資格喪失があった場合の規定が整備されていない。

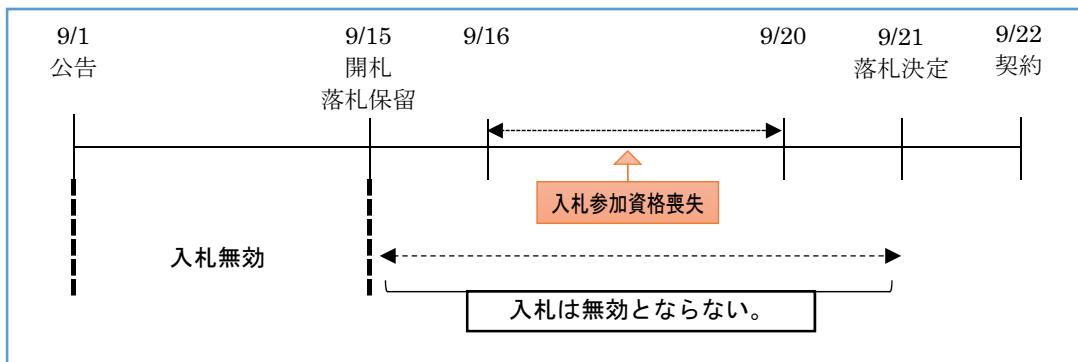
(3) このため、「開札の後、落札決定までの間」に資格喪失があった者のした入札についても、無効とするよう規定を改正する。(図一③参照)

【現行】

図一① 開札時に落札決定

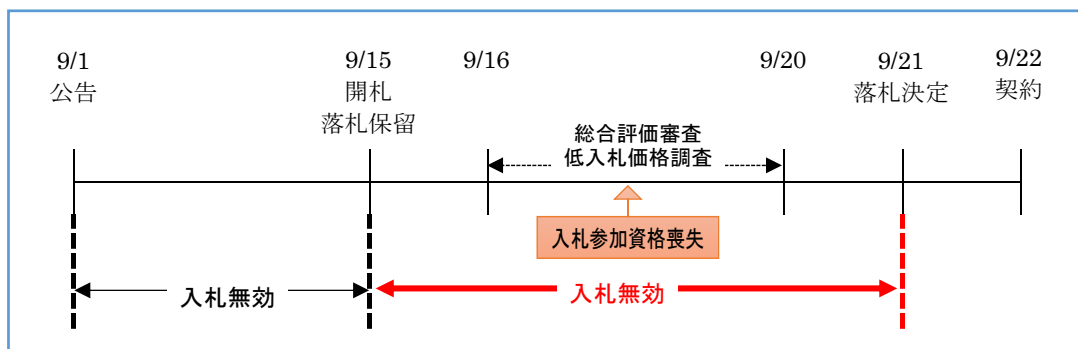


図一② 開札後、落札保留とし、審査、調査後に落札決定（総合評価方式、調査基準価格設定）



【改正】

図一③



2 改正要綱

- (1) 広島高速道路公社郵便入札実施要綱
- (2) 広島高速道路公社測量・建設コンサルタント等業務競争入札取扱要綱
- (3) 広島高速道路公社建設工事競争入札取扱要綱
- (4) 広島高速道路公社建設工事共同企業体競争入札取扱要綱
- (5) 広島高速道路公社競争入札参加資格者指名停止措置要綱

3 施行期日

平成30年1月31日から施行する。